

「滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（案）」に対して
提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

令和4年12月21日(水)から令和5年1月23日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（案）」についての意見・情報の募集を行いました。意見・情報は寄せられませんでした。

また、並行して市町および近隣府県等に対する意見聴取を行った結果、1市1県から計2件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとされています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
はじめに	0	0
1 計画策定の背景および目的	0	0
2 管理すべき鳥獣の種類	0	0
3 計画の期間	0	0
4 管理が行われるべき区域	0	0
5 現況	0	0
6 第3次特定計画期間中の取組評価	0	0
7 管理の目標および施策の基本的な考え方	0	0
8 個体群管理に関する事項	0	0
9 被害防除対策に関する事項	0	0
10 生息環境管理に関する事項	0	0
11 その他管理のために必要な事項	0	2
その他の意見	0	0
合計	0	2

3 これまでの経過

- 令和4年 7月 5日 滋賀県環境審議会への諮問
- 9月 30日 滋賀県環境審議会自然環境部会 素案の審議
- 10月 7日 環境・農水常任委員会へ素案の報告
- 11月 24日 環境審議会自然環境部会 答申案の審議
- 12月 5日 滋賀県環境審議会から答申
- 12月 14日 環境・農水常任委員会へ計画（案）に対する意見・情報の募集について報告
- 令和4年12月21日 県民政策コメントの実施、市町等へ計画（案）に対する意見照会
- ～令和5年 1月23日

4 今後の予定

- 令和5年3月下旬 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）策定・公表

県民政策コメント等で寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する考え方
1 1	その他管理のために必要な事項	
1	<p>国と連携した管理体制の強化および本県を含む近隣府県との綿密な情報交換をお願いしたい。</p>	<p>26 ページに記載のとおり、国や中部近畿圏内の府県が参画する中部近畿カワウ広域協議会において、本県としましても、情報共有などの広域的な連携を図ってまいります。</p>
2	<p>市町の役割に「地域におけるカワウ対策の実施」となっているが、カワウによる被害は、既に市町を跨いで広域的な問題となっていることや、経費や人員面の観点からも市町ごとの対応は困難と考える。</p> <p>本計画内では生活環境被害対策として、追い払いや繁殖抑制等が主な対策と記載されているが、追い払い対策について、効果が見込めないこと、仮に効果が見込めたとしても数が減少することはなく、他の地域で被害が発生する可能性があると考え。特にねぐら、コロニーが形成されるのは、一級河川が多く、河川敷の森林を伐採・整備し、ねぐら、コロニーが作られにくい環境にしていくのは河川管理者である県の役割であり、河川の管理部署や鳥獣の対策部署など、連携を図り、県として対応すべきと考える。</p>	<p>鳥獣被害対策は地域の実情に応じた効果的かつ効率的な対策を実施する必要がありますので、市町の役割として記載しています。</p> <p>例えば、追い払いは、被害が発生しない場所への誘導などの効果が期待されますが、追い払い先については、地域の実情を勘案する必要があります。そのため、市町や地域の合意を得ながら分布管理の体制を構築することとしており、その点からも市町の役割は大きいものと考えています。</p> <p>県におきましても、複数市町における連絡・協議の調整、条件により県事業による捕獲の実施等も検討してまいります。</p> <p>また、どのような河川環境の在り方（治水、自然豊かな河畔林など）を目指すのかは、地域の意向もあると考えています。河川管理者含め、どのような生息環境管理を目指すのか、今後も意見交換していきたいと考えています。</p>